

# 平成24年度滋賀県環境審議会環境企画部会 会議概要

- 1 開催日時 平成24年(2012年)9月4日(火) 10時00分～12時00分
- 2 開催場所 滋賀県庁北新館5階 5-B会議室(大津市京町四丁目1-1)
- 3 出席委員 上田委員、占部委員、笠原委員、菊池委員、薩摩委員、佐山委員(田中代理人)、清水委員、西田委員、藤井委員、本多委員、松井委員、森澤委員、吉積委員(以上13名)
- 4 部会長の選出
- 5 議事
  - (1) 滋賀県環境影響評価条例の改正について
  - (2) 滋賀県環境学習推進計画(第2次)の進行管理について

## < 配付資料 >

- 資料1 滋賀県環境審議会条例および滋賀県環境審議会議事運営要領
- 資料2-1 環境影響評価法の一部を改正する法律の概要について
- 資料2-2 改正環境影響評価法と滋賀県環境影響評価条例の比較
- 資料2-3 法と条例の対象事業の比較
- 資料2-4 法改正事項と滋賀県の状況
- 資料2-5 「滋賀県における環境影響評価制度のあり方」の事務局の考え方
- 資料2-5-1 配慮書手続きの導入にかかる検討
- 資料2-5-2 改正環境影響評価法と滋賀県環境影響評価条例(改正案)の比較
- 資料2-6 今後のスケジュール(案)
- 資料2(参考) 諮問文
- 資料2(参考) パンフレット「環境アセスメント」
- 資料3-1 滋賀県環境学習推進計画(第2次)の概要および進行管理実施方法
- 資料3-2 平成23年度 県環境学習関連事業の自己評価に係る総括報告
- 資料3-3 平成23年度 県環境学習関連事業の進行管理のための個表
- 資料3(参考) 滋賀県環境学習推進計画(第2次)
- 資料3(参考) 環境からの学びを次世代へ～滋賀の環境学習データ集2011～

## 6 概要

### (1) 部会長の選出について

部会長は、滋賀県環境審議会条例第6条第3項の規定に従い、部会に属する委員の互選により選任することになっています。

今回、委員の互選により、部会長には森澤委員が選任されました。

選任後、滋賀県環境審議会条例第5条第2項の規定に基づき、森澤部会長により議事が進行されました。

### (2) 滋賀県環境影響評価条例の改正について

部会長：

まず、一つ目の議題である「滋賀県環境影響評価条例の改正について」事務局より説明願います。

事務局：

(事務局より説明【資料2 - 1 ~ 4、資料2 (参考) 参照】)

部会長：

ありがとうございました。

法改正に関する内容とその検討事項について御説明いただきましたが、御質問、ご意見等がございましたらご発言願います。

(意見なし)

部会長：

意見はございませんか。ないようであれば、また後ほど全体を通じてのご質問もお受けさせていただきますので、先に進めさせていただきます。

それでは、引き続き、事務局から県の改正の考え方について御説明願います。

事務局：

(事務局より説明【資料2 - 5 ~ 6 参照】)

部会長：

ありがとうございました。

先ほど、法改正に基づく検討事項を説明していただきました。それに基づいて県の考え方をただ今ご説明いただきましたが、これについてご質問、ご意見がありましたらご発言をお願いします。

委員：

資料2 5 2で、先ほどのご説明では方法書とありましたが、条例では実施計画書ということです。アセスをする側から見ると、違うものかなという印象を与えるので、法律と全く同じものであれば、実施計画書は方法書にしたほうが、アセスを担当する者からは分かりやすいのではという感じがします。

それから、資料2 5 1ですが、右側の条例改正案の第1種事業、第2種事業の上のほうの図で、第2種事業の場合には、配慮書は任意になっている。しかしながら、条例に該当するものは全て配慮書を義務化するということです。

この第2種事業で、アセスはするけれども配慮書はつくらないということは、その配慮書は一体どこへ提出するのでしょうか。知事に提出するのでしょうか。それとも、国に配慮書を提出するということでしょうか。

事務局：

第2種事業につきましては、第2種と第1種の違いをもう少し丁寧に説明しますと、資料の2 3に「法と条例の対象事業の比較」がございます。左に法律が、右に条例が載っております。

例えば道路でしたら、第1種事業は、高速道路は全てですし、4車線以上の一般国道であれば10km以上となっておりますが、その右のほうに第2種事業というのが載っております。7.5kmから10km。下のほうに行きますと、土地区画整理事業など面的開発が載っていますが、大体第1種事業は100ha以上となっております。その右のところには、75haから100haというように、大体2割5分減で第2種事業は設定されています。

資料2 5 2の左のところがアセス後のフローですけれども、この配慮書の手続きを行って自動的に方法書の手続きに入っていくというのが、この第1種事業なのです。

第2種事業は、この2割5分減の事業ですが、そういう事業につきましては、この配慮書の手続きが、任意の手続きになっています。ですから、配慮書の手続きをせずに、次のスクリーニング手続というのがありますけれども、この事業をやるかやらないか、要するに対象事業とするかどうかを、知事の意見を聞いて判定するということになります。

そうしますと、例えば道路でしたら、8kmのものは第2種事業になりますので、その事業を実施する時に、「配慮書の手続きはしません。判定してください」と言った場合は、そのまま通過してしまっただけで、判定の時に、「対象事業ですよ」と言われてしまいますと、配慮書の手続きをせずに、この方法書の手続が実施されることになります。

そうすると、今回、滋賀県の条例では、非常に小さな道路につきましても、この配慮書の手続きをしようとしているにもかかわらず、8kmという非常に大きな事業が、この配慮書の手続きをせずに通過してしまうこととなります。その部分につきましては、今回の条例の中で、その判定で対象となっ

たものにつきましては、この配慮書の手続きをするということを条例で位置付けることとなります。これは法律ではなく条例の話となりますので、知事が全て関与することとなります。

この第1種事業と第2種事業は非常にややこしいのですけれども、環境省から通知が出ておりました、第2種事業で配慮書の手続きが飛んでしまった事業につきましても、条例で対象としていくことにつきましては法律違反になりませんというところがございますので、県の条例の中では、第2種事業も対象にしたいというふうに思っているわけです。

そして、実施計画書の名前ですが、これも確かに法律では方法書ですけれども、もともとアセス法は平成9年にできたものですが、その前は、何回も国はアセス法をつくらうという動きがありましたが、結局できずにずっと閣議決定に基づくアセスで動いておりました。滋賀県でも、条例ではなくそれと並行して要綱に基づくアセスというもので動いておりました。

もともとの閣議アセスは、準備書からスタートだったわけですが、滋賀県ではちょっと先駆けておりました、実施通知書という手続きがずっとあり、その実施通知という言葉も条例の中でも活かしたいという考え方がありました。法律が方法書というようになりましたが、やはり滋賀県では、過去から実施通知書という形で来ておりましたので、過去から馴染みのある名前でも実施計画書という名前にさせていただいたということです。過去からの歴史なども踏まえて、この形で実施させていただけたらと考えております。

部会長：

ただ今の事務局のお答えでよろしいですか。

委員：

分かりました。多分、他のところでも議論になると思うのですが、細切れ事業、例えば、宅地造成のところ、20ha以上がアセスに掛かるという時に、全体の事業が50haでも、今、アセスを出す段階では15haの計画を出してアセスを逃れ、ある期間おいてからまた15ha出すといったような事業の場合には、滋賀県はどのように考えておられるのでしょうか。

事務局：

大規模な開発の時には、開発の事前協議がございます。大きな開発申請があった時には、各課に協議があり、その時にアセスが必要かどうかという判断をして、アセスが必要であれば協議をさせていただいております。

また、先ほど委員がおっしゃっていたように、小規模であるが大規模開発の余地があるという場合につきましては、事前にアセスの必要性について協議していただくよう意見を付けているところがございます。大体10年ぐらい先を目途に大きな開発が行われる可能性があるものは、そのあたりを配慮してアセスの手続きをしてほしいということをお願いしているところ

でございます。

ただ、経済の情勢によりまして、宅地造成でも、今は6haぐらいと言っているけれども、将来的に景気が良くなったら、さらに開発して20haを超えてしまう場合もあると思います。今の状況の中で経済情勢を見ながらできる限り拡大解釈して、20haを超える場合はアセスを行っていただくよう、常日頃から事業者に対してお願いしているところです。

そのあたり今の条例の中では、例えば宅地造成の対象事業は20haですので、17haのところは20haを超えるかどうかというのは、事業者の判断で実施してしまうことがあります。条例の中では、複合事業を条例第2条に位置付けておりまして、宅地とレクリエーション施設とが一体として実施できる場合につきましては、複合事業という形で条例の対象事業としております。アセス法ができた後、平成10年に条例をつくった時に知恵を絞らせていただいて、この複合事業を位置付けました。しかし、なかなかその対象事業が、それ以降出てきていないという状況で、その対象事業を将来見越して拾っていくというのは、なかなか難しいのかと思っているところがございます。

部会長：

これに関連して、滋賀県で過去に委員のおっしゃったような事例はありましたか。

事務局：

宅地開発で実際に超えてしまったという事例は存じません。

ただ、砂利採取事業などの場合は、ずっと過去から許可を取って実施しているのですが、当初20ha以下で実施して、高度成長の時など景気が良くなって、砂利採取の分が拡大したという部分はあります。

ただし、その拡大する部分も、その要件以内に収まっていますので、追加でアセスをするという事例は今までございません。

部会長：

他にいかがですか。

委員：

資料2 5のウに関連して質問します。

例えば清掃工場などの場合、場所もなかなか決まらないけれども、このウのところでは、「複数案が検討できるよう」と書いていますが、位置が1カ所しか想定できない場合はどういう対応になるのでしょうか。位置だけじゃなく、その後に規模や色々なことが書いてありますが、複数案というのがどういうことの想定で書かれているのでしょうか。

事務局：

この複数案でございますが、これは資料の2-1の4ページ、5ページのところを見ていただけたらと思います。環境省資料ですけれども、これから条例につきましては検討していくことになるのですが、法律で4ページの(1)の「計画段階配慮事項についての検討」というところで、第三条の二のところ、上から3行目に掲げられているのですが、「主務省令で定めるところにより、一又は二以上の当該事業の実施が想定される区域（以下「事業実施想定区域」という）における環境の保全のために配慮すべき事項についての検討を行わなければならない」というようになっておりまして、「一又は二以上」ということで、環境省の意図としては、できるだけ複数案という形で書かれております。

5ページの(9)のところですが、「方法書の作成」以降が、今までの事業アセスでございますが、この方法書が県で言う実施計画書です。

大体百何ページにもわたるものですが、この実施計画書の中に小さな事業の区域があって、その区域の実際の環境は既存のデータではどうなのか。これは宅地開発ですが、その宅地が開発された時に環境や生態系、水質、大気などがどういうふうに変化していくのかということを実際、例えば1年半でしたら1年半、2年でしたら2年、事業区域がこれだけの範囲で、これだけの回数でどういった項目を検査していくのかというのが、この計画書の中に書かれることになります。

この実施計画書は、いわゆる事業アセスといわれるものですが、今回、環境省が導入されたのは、この(9)より前の(1)から(8)までですが、その時の書き方が、先ほどの「事業実施想定区域」というところから方法書では「事業が実施されるべき区域」と名前を変えています。法律の中では、事業実施区域というように、方法書の段階では名前を変えているところがございます。

今までの方法書という事業アセスに入ってしまうと、もう事業区域も決定してしまっていて、事業規模も全てが決定されてからですので、環境配慮がしにくいという形で進められていたものに対して、今回環境配慮事項という(1)から(8)につきましては、ある程度事業規模も想定されるというような、ある程度どっちに振っても構わないという形で、かなり大まかな段階で、事業がまだ熟してない段階で環境配慮がなされるということなので、環境配慮が非常にしやすいものになっています。

ご指摘の複数案がない時はどうなのかという話になりますと、「一又は二」ということになりますので、実際には、その一つの場合であっても、環境への影響が回避されているのか、きちっと保全対策は取るつもりなのかというところを審査することになると思います。

委員：

例えば場所が1カ所でも処理量を含めて、組み合わせとしては複数案ある

という体裁にしないと駄目だということではないのでしょうか。

事務局：

今の法律の中では、環境省から示されている基本的事項の中では、単一案のみが設定されている場合は、重大な環境影響が回避、低減されているかについて評価を行うというようになっておりますので、単一案が設定されている場合はということで想定されているという形になります。

従いまして、焼却場につきましては、位置もそうですし、実際の焼却の方法など色々なことが複数案考えられるわけですが、特にその事業の位置につきましては、なかなか複数案挙げにくいと思いますが、その他の焼却方法につきましては、幾つかの案を挙げていただいて、その中から最適なものを、その中で抽出していただくことになろうかと思われま

部会長：

今の委員のご指摘ですが、最初からいわゆる事業者が「単一案しかありません」と申し出てきた場合には、実質的に戦略アセスをしなくても済むことになる可能性があります。だから、そういうことにならないように、何か担保する方法というの準備しておいたほうがよろしいのではないかと思います。先ほどの委員のご意見に対しては、きちっと担当部局として指導し、ルールに従って対応するとのこと。今回は、せっかく戦略アセスを条例に盛り込もうとしている時なので、やはり何か考えておいたほうが良いとの印象を持ちます。

事務局：

環境省から、基本的事項という告示が出ていますが、この告示の中では、複数案を設定しない場合はその理由を明らかにする。位置、規模に係る複数案を検討するように努める。そして重大な影響が回避、低減のために配置、構造に係る複数案の検討が重要となる場合があることに留意する。現実的である限り、当該事業を実施しない案、ゼロオプションを含めるよう努めるということで、基本的には、そういう考え方で臨むという形になります。この基本的事項に匹敵するのが、県では技術指針なりになると思いますので、これから内部で検討していきたいと思

部会長：

ありがとうございます。他にいかがですか。

委員：

今のことに関して、その資料2 5のウのところの「既存資料を基に実施する」というのが原則となっていますけれども、既存資料がないものについては、特に新たにそのような資料を得るようなことを、この段階では全然義

務付けないわけですね。

事務局：

これも告示のほうに載っております、重大な環境影響を把握する上で必要な情報が既存資料で得られない場合は、専門家等の知見の収集を行うとなっております、それらによっても情報が得られない場合には現地調査、踏査等を行うとなっております。

委員：

分かりました。

部会長：

他にいかがですか。

委員：

資料2 5 2を拝見させていただくと、法律と条例で一番大きな違いになるところ、配慮書の後、スクリーニングの手続きがあるかなしかということかと思いましたが、この法律に係るところではスクリーニング手続きに係ると思うのですけれども、おそらく法律に係らない第2種事業においては、配慮書のスクリーニングはもうないということですか。将来的に、それはまたスクリーニングする予定なのか、分かりましたら教えていただければと思います。

事務局：

法律で宅地開発でしたら100haが第1種事業に該当します。100haから75haがこのスクリーニングという判定をするという手続きになりますけれども、県の条例の中では20haという非常に小さなものを全部対象にしておりますので、このスクリーニング手続きは、条例をつくった時に位置付けておりません。

ですから、この配慮書の手続が導入されたとしても、このスクリーニング手続きを新たに導入することは考えておりません。あくまで実施計画書・準備書、評価書という流れのもう一つ上のほうに配慮書の手続きができるということですよ。

部会長：

他にいかがでしょうか。

委員：

資料の2 5 2において、条例の右側のところに下の事業実施段階の手続き、その右上のところにアセス審査会の意見・市町長の意見、知事の意見



とありますが、この中に住民の意見もあるのですね。この表の中にはないのですけれども、パブリックコメントなどにより住民の意見を聞くことも考えているのですか。

事務局：

事業実施段階前の手続きの左のところに住民意見というのが記載されています。

委員：

そこにもありますが、準備書でも意見は出てこないでしょうか。

事務局：

下の囲みのところの事業実施段階の手続きの次のところにあります。

委員：

分かりました。今度新しく導入されました電子縦覧の導入というのがあります。条例としては縦覧する時だけ電子的手法を用いるのか、または、意見を述べる時にも電子媒体を通して意見を述べるのが可能なのか、この部分はどのように考えられているのでしょうか。今回の改正では、単に縦覧の導入ということですか。

事務局：

今回の事務局の考え方としては、縦覧の部分について電子化ということを考えております。電子メールによる意見の提出等については、今回、環境省の議論にはあったのですが、法では規定されなかったということもありますので、今回、条例で電子メールによる意見の提出などについては規定することは考えておりません。

ただし、住民意見の聴取については事業者が行うことになっておりますので、この部分については、事業者がどのようなやり方をするかというのは、一定事業者に任されておりますので、実質的には、メールによる意見の提出もあり得るかもしれないと考えておりますが、条例においての規定については考えておりません。

事務局：

こちらにありますのが準備書というもので、400ページぐらいの分厚いものになりまして、これを実際に公告している県の事務所なり、市の事務所なり、県の県民情報室に置いています。それを縦覧名簿のところの名前を書いて、その時に見るという作業になってくるのですが、非常に分厚く、なかなか見にくいということもありますので、誰もが見ることのできるよう電子縦覧という形にしたいと考えています。

今回の手続きは、早い段階で配慮をするということと、もっと住民の意見を聞いて、きちっとオーソライズされたものにしていくというもので、もっと色々な意見を踏まえて事業を実施していくというような形になるということでございます。

委員：

アセスが有効に働くかどうかというのは、かなり調査項目、それから調査の方針といったものに大きな影響を受けると思うのです。

私は生物多様性というキーワードで現場に携わることが多いのですが、先ほどのお話の中で、専門家の知見や文献などに十分な知見がなければ現地調査を行うということがありましたが、基本的にやはり現地調査をしないと、情報が有効かどうかということの判断もできないというのが前提にあるのではないかと思うのですが、そのあたりのお考えをお聞きしたいと思います。

また、アセスというと一般的に環境影響を低減する、負荷を削減するという観点からのみお話をされることが多いのですが、今はむしろ、再生に寄与できるような技術がある場合はそれらを採用する、という考え方も一般的になりつつありますので、そういった再生に寄与できるような技術をできるだけ推進できるような後押しを、ぜひ行政としても考えていただきたいと、意見を申し上げておきます。

事務局：

今回予定しております配慮書の手続き後につきましては、事業内容がかなり詰まってきていますので、これについて現地調査なり、詳細な調査を行っていくということについてはかなり有効であります。今回、配慮書の部分につきましては、事業計画の熟慮が非常に低いということもあり、その部分については、国のほうでも配慮書における検討、調査と、それ以降の検討、調査とで一定の差をつけた形で計画をしているところでございます。

つきまして、今回、そういった検討の内容につきましても、重要な事項について主に検討しなさいということで、基本的事項のほうにも定められているところでございます。

事務局：

再生に寄与する技術の推進、持続可能ということですが、技術指針の中では、水質や大気、騒音というものに加えて、温室効果ガスなども項目として入れているところで、できるだけエネルギーを使わないということも評価の対象にさせていただいているところです。

このS E Aで実際調査するとなると、かなりお金も掛かることですので、事業者がお金を掛けてしまうと、なかなか引き下がれないということもありまして、やはりその前段階で、あまり費用的なものを掛けずに環境に配慮

していくというところで、今回、できるだけ既存資料や専門家に聞くことなどを主にやっていただくことで、事業者が非常に配慮しやすくなるであろうということで、この配慮書の手続きが設けられたということです。

委員：

この改正の中の最後に、「環境保全措置等の結果の報告・公表」という事後評価がありますが、事業によっては、工事の終わった段階で終了というものもあるでしょうし、事業が継続するような場合には、継続的に監視が必要な場合もあると思うのですが、どのような考え方をしているのかお教え願います。

事務局：

この事後調査につきましては、今回、法律に入ったのですが、県では、既に事後調査という手続きが入っておりまして、公告・縦覧もさせていただいております。実際、アセスが終わり、評価書がまとまり、各許認可がされ、着工して、工事中の事後調査をしていただくこととなります。

実際供用してからも、環境というのはある程度時間が経たないと、生物なども移植したときに根付くかどうかなど、ある程度見ていかないといけないことなので、実際供用されてからも数年間は事後調査をしていただいて、報告をいただいて、公告・縦覧をさせていただいている状況です。

部会長：

それでは、この件について今日の議論はこのあたりにさせていただいて、みなさんのご意見を踏まえて、事務局のほうで取りまとめの作業に入りたいと思います。よろしくをお願いします。

部会長：

本日、もう一件議題がございます。「滋賀県環境学習推進計画（第2次）の進行管理について」であります。事務局よりご説明をお願いいたします。

事務局：

（事務局より説明【資料3 - 1 ~ 3、資料3（参考）参照】）

部会長：

ありがとうございました。

みなさん、ご質問やご意見、あるいはこうしたらどうかというご提案などありましたら、自由にご発言をお願いします。

委員：

滋賀県のことのでいくつか教えていただきたいと思います。

今回、自己評価をされているかと思うのですが、住民の方からの意見や外部機関等による評価を得られる機会などは設けられているのでしょうか。例えば、今回、冊子をいろいろと作られていると思いますが、これは公表されているのでしょうか。

2点目ですが、環境学習を実施していることに関して、県は全部のことを情報収集されているということで、非常に素晴らしいと思います。今回、学校のみを取り組み事例についてまとめられていると思うのですが、他の行政や、NPO、地域団体が実施する環境学習の情報を集めたものというの、今後公表していく予定なののでしょうか。

というのは、紫の冊子の10ページのところで、図の16で見させていただくと、やはり環境学習の取り組みに関しては、行政や地域団体が非常に多いので、質問させていただきました。

事務局：

外部の方からの評価というのは、本日の環境審議会の方が外部という位置付けをしております、それ以外の場の設定はございません。

それから、この紫の冊子は3月に印刷ができました時に、関係する所に配布すると同時に、県のホームページでもPDFで掲載し、ダウンロードしていただけるようにしております。

それから、企業やNPOへの調査につきましては、今年度の予算で、現在アンケート設定をしているところがございます、それもまた3月にまとめができましたら、印刷と併せてPDFで、ホームページのほうに掲載していきたいと思っております。

部会長：

他にいかがでしょうか。

委員：

エネルギーの問題や、原子力発電などに関しては何らかの対応はされたのでしょうか。要するに、分野別学習の中で、例えば省エネなどというところに、価値判断や原子力発電がどうこうではないのですが、どのくらい貢献しているといったようなデータはしっかりと与えて、それに基づいてしっかりと考えてもらっているのか、そういったところは初めから全部抜いているということでしょうか。この報告書には、そういったような文字が全然出てこない。そのあたりのことを教えていただきたい。

事務局：

県の世論調査を広報課主体で実施しており、現在取りまとめ中ですけれども、エネルギーなどの質問をする際に、新しい単語を選択肢の中に入れてたりするようなアンケート設定の場合は、「放射性物質を含む」などの注釈を付け

たりするようにしています。

こういう事例があるからこういう問題点を考えさせるような教材、冊子については、環境分野では、部局のほうで取りまとめたものがないのですが、学校教育のほうでは、いろいろな資料の活用も含め準備されているかと思えます。一般向けといいますか、この環境学習推進の中で、県が独自にというのはないのですが、例えば、啓発で個表の20番の20ページに、低炭素化社会づくりの学習支援事業というようなものがありますけれども、推進員がおりますので、そういった中で、もし適当な資料があれば、それに基づいて解説するということがあります。一般的な低炭素化社会、あるいは地球温暖化、あるいはエネルギーというようなもので、放射性物質とか、そういう新しいもので準備が全部間に合っているかというのは把握しておりません。

委員：

非常に難しい問題だと思うのですが、日常、テレビや報道で、同じものを聞く機会があった時に、まだ判断できない。こういうのは難しいというような意見をぶつけることは当然よくないことで、考えてもらわないといけなけれども、その考えることさえも扱っているかどうかというのが気になったところです。今後、非常に重要な考えになってくるのではないかと私は思います。

部会長：他にいかがですか。

委員：

環境教育ではなくて環境学習というタイトルを付けられているのはなぜですか。何か意図があるのでしょうか。条例あるいは計画上で何かあるのか、教えてください。

事務局：

参考資料で付けております「滋賀県環境学習推進計画（第2次）」の中の2ページ目でございます。

環境学習という言葉につきましては、条例でも環境学習という定義を付けております。計画の中でも、環境学習という言葉を使っております。2ページ目の下のほうに「『環境学習』とは」というところがありまして、その下にも「『環境教育』と『環境学習』という言葉が使われていますが」というのがありまして、厳密に区別して使われているものではなく、さまざまな定義の中であるわけですが、この計画の中では環境学習としております。

一方、県の教育委員会のほうでは、環境教育という言葉を使っております、一般的に教育というと、指導して教えるということ、また学習は自ら学ぶという、そういう一般的な意味合いがございまして、環境部局のほうでは基本的に環境学習を使っておりますし、教育委員会のほうでは環境教育とい

う言葉も出てきております。この計画の中では環境学習という言葉で統一しているというのが現状です。

委員：

このような評価については、一体誰が評価するかということがいつも問題になるのではないかと思います。ここでは、各担当課が自己評価を行ったということで、ここで外部の委員として評価してもらうということですが、その際、本当に外部的な評価がここでできるかどうかというのは全く疑問に思います。

やはり、担当者が自分で評価をするということは、必ず、甘めにできるかどうかは別としまして、考慮すべき重要な課題ではないかと思います。そういう意味から、たぶん他の方からも、そういう観点からの意見が出るのではないかと思います。

むろん、評価の中には、数値が入ってくることによって、目的の数値をどのくらい達成したかという定量的な評価ができるものと、それから、やったかやらないかとかいったもの、感覚的なものがありますが、そのあたりが、今回説明を聞いて、しっくりいかない点かなという感じがいたしました。

部会長：

ありがとうございました。私も今の意見と同じような印象を持ちました。例えば、この自己評価のところに、関連する資料があればそれを書いておくとか、ホームページが作ってあればそれを書いておくとか、自己評価をされた根拠になるような資料があればよいと思います。新たに作れと言うと資料倒れになる可能性がありますので、あまりお勧めできないところもありますので、もしあれば、そういうものを書いていただいて、関心のある向きが、それを更に見るといった、そういう外部的なチェックが働く可能性があるようなものにしておけば、より良くなるのではないかという気がしました。

そういう意味で、この紫色の資料には、例えば連絡先とか、これについてはホームページがあるといったことが書いてありますので、少なくともそのような配慮をこの個表にもされるというのが一つの方法ではないかと思います。

過大な資料作りで疲れるというのは、あまり良いことではありませんし、一方では、適当に自己評価というのが行われて、それが書類上、形式化したのでは本意ではないと思いますので、その工夫をしていただければという印象を受けました。

委員：

小学校、中学校、高校とだんだん学年が上がるに従って、環境に対する関心みたいなものが失せていくというのは、滋賀県だけでなく全国的な傾向です。このようなことに対して、毎年「こうだった。こうだった。」というこ

とを挙げていても全然意味がないので、何かこういうふうを考えていくといったようなことをもうちょっと取り上げることをしていかないと、状況だけ説明しては改善されないという気がします。

部会長：

他によろしいですか。

それでは、時間が迫ってまいりましたので、今日の議論はこのぐらいにさせていただきます。今出されましたご意見につきましては、ぜひ活用していただきますようお願いいたします。

部会長：

本日は2件の議事についてご議論いただきましたが、全体を通して追加でご発言いただくことがありましたらお願いします。よろしいですか。

本日はどうもありがとうございました。